

ポルトガルの高等教育における財政改革と わが国への教訓

山 本 清

目 次

1. はじめに
2. ポルトガルにおける高等教育に対する財源措置
3. 個別高等教育機関の財政——リスボン大学の例
4. 教訓と示唆

ポルトガルの高等教育における財政改革とわが国への教訓

山 本 清*

Fiscal Reform in Portuguese Higher Education and its Implications to Japan

Kiyoshi Yamamoto

1. はじめに

わが国の高等教育改革における国立大学の法人化は、行政組織から切り離され、単に国の施設等機関から独立した法人格を有するようになった以上の大きな意味を持つ。たとえば、大学の経営資源のうちヒトにかかる変革では、意思決定過程や教職員の人事管理が国の各種法律による規制から、国立大学法人法に定める学長や役員を中心としたリーダーシップによる戦略的経営と、非公務員化による柔軟な人事制度が実施できるようになった。残りのカネとモノに関しては、国の予算の一部として歳入・歳出全般について議会による科目単位の統制を受けていたのが、経常的経費については、運営費交付金という渡し切りで用途制限がなく繰越も認められるようになり、また、議会統制は総額でなく財源措置部分のみに限定されるようになった。同時にこの自主性・自律性の拡大は、国による財源措置に効率化と質の向上を求める圧力として各国立大学法人に加わってきている。

しかし、こうした傾向は既に別稿（山本：2004）で触れたように、わが国だけに見られるものではなく、社会民主主義政権を含めた各国で共通しており、財政圧力と高等教育拡大が市場化と経営主義化の影響を強めている。欧州においても European Commission（2004）の最近の調査によれば、改革の取組で最も多いのは政府の財源措置に関するものであり（表1参照）、大学の財政制度改革に焦点を絞ると、財政支援の水準を増大するものは少数派であり、むしろ財源措置の重点化や資源の最適利用となっているのである（表2参照）。わが国で21世紀 COE 補助金（研究拠点形成費補助金）は、国・公・私立大学に「大学間競争」という大きな影響を与えたが、近隣の中国及び韓国のみならず欧州においても広く実施されていることは注目に値する。

そして、財源措置の改革動向についてオランダの高等教育研究者である Jongbloed（2004）は、政府の高等教育機関に対するシステムを図1に示すように4つに区分し、現在多くの国において投入志向で集権的な「予算主導」システムから成果志向で集権的な「プログラム主導」システムに移行が生じているとしている。彼のシステムを財源措置の背景にある原理、政府の関与、財源措置方式

* 国立大学財務・経営センター研究部教授

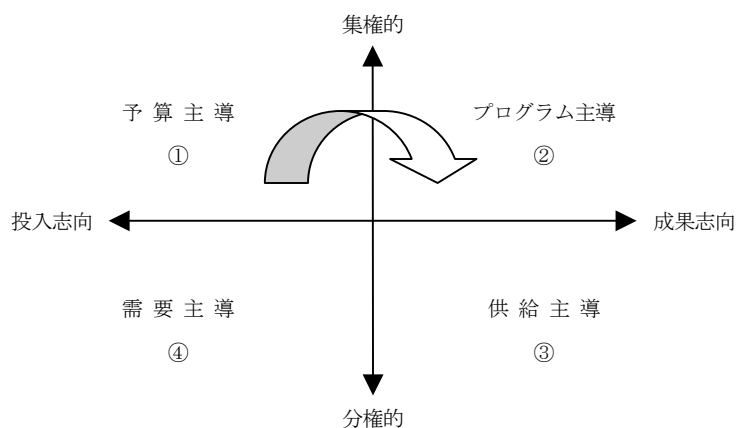
表 1 大学組織運営（予定を含む）

取 組	件数	割合（％）
1. 組織の自律性	30	20.9
2. 財源措置	81	56.6
3. 授 業 料	14	9.8
4. 効 率 化	18	12.6
計	143	100.0

表 2 大学財政の革新（実施済み）

取 組	件数	割合（％）
1. 財源措置の絶対水準向上	8	14.3
2. 収入の多元化	7	12.5
3. 資源の最適利用	13	23.2
4. 卓越した教育研究への財源措置	16	28.5
5. 学 生 支 援	12	21.4
計	56	100.0

図 1 財源措置システム



及び授業料の方式について整理すると表 3 のようになる。

今回、実証分析の対象にするのは、欧州のなかでも近年急速に高等教育進学率を高めているもののわが国ではあまり紹介されることが少ないことに着目して訪問調査を実施したポルトガルの高等教育財政である。英国やオランダにおいて顕在化している市場化や経営主義化の影響が同様に見られるのか、異なる傾向が認められるかは、英国の影響が比較的強いわが国の高等教育政策を分析する上でも興味深い。そこで、次節ではポルトガルにおける高等教育の概要と財源措置方式について

表3 4つのシステム

項 目	予算主導	プログラム主導	供給主導	需要主導
原 理	集権主義	業績主義	競争入札	顧客志向
政府の関与	直接統制	政策誘導	枠組み設定	認証・評価
財 源 措 置	増分主義 経費保障	フォーミュラ 定額・定率保証	サービス契約	パウチャー
授 業 料	無料/一部負担	定額・一部負担	課程・質による差異	供給者による差異

紹介する。そして、第3節では代表的大学であるリスボン大学の財政状況について解説し、最後にポルトガルの特質とわが国の国立大学法人への教訓を述べる。

2. ポルトガルにおける高等教育に対する財源措置¹⁾

2.1 高等教育の概要

ポルトガルは人口1千万強でGDPが1477億ドルであるから、わが国と比較すると人口で約1/12、GDPで1/27である。本年（2005年）春に政権が社会党に移行し、中道左派路線でEUとの協調政策をとっている。高等教育については、設置形態及び種別で2層構造になっている。つまり、設置形態では国立大学と私立大学、種別では大学とポリテクに区分される（国立では大学が15機関、ポリテクが35機関、このほか国防大学校が3機関）が、この20年間で高等教育人口は約5倍弱に拡大し、なかでも私立大学は14.6倍と国立の4倍の増加率を示している（表4参照）。それでも国立と私立の割合はわが国と逆で、欧州の各国と共通して国立が学生数でも圧倒的優位を占めている。それを分野別にみると、社会科学・法律と医学・保健が国立大学と私立大学の割合が近接している（表5参照）。これは、前者はわが国同様、初期投資が比較的少なく、比較的多くの学生を少数の教職員で教育できるため人件費負担が小さくてすむこと、後者については近年需要が増大していることが影響していると考えられる。

表4 学生数の推移

年 度	国 立	私 立	計	推 移
1980/81	74,599 (90.5)	7,829 (9.5)	82,428 (100.0)	—
1990/91	135,350 (72.5)	51,430 (27.5)	186,780 (100.0)	90/80 = 126.6%
2000/01	270,312 (70.3)	114,010 (29.7)	384,322 (100.0)	00/90 = 105.8
2002/03	285,362 (72.2)	110,116 (27.8)	395,478 (100.0)	02/00 = 2.9
2003/04	282,215 (72.6)	106,509 (27.4)	388,724 (100.0)	03/02 = -1.7

注：括弧内は割合（％）である。

表5 分野別登録学生数 (2003/04年度)

分 野	国 立	私 立	計
教育	72.3%	27.7%	100.0%
芸術・人文	76.7	23.3	100.0
社会科学・法律	59.9	40.1	100.0
理学	81.1	18.9	100.0
工学	86.2	13.8	100.0
農学	97.3	2.7	100.0
医学・保健	57.6	42.4	100.0
サービス	71.6	28.4	100.0
計	71.1	28.9	100.0

2.2 国の国立大学への財源措置

国立の高等教育機関は、いずれも収入の多くを国からの財源措置に依存している。しかし、高等教育の急激な拡大によって、国からの財源措置の絶対水準は1985年の89.3 (百万ユーロ) から1990年に262.4 (百万ユーロ) 及び2003年に1070 (百万ユーロ) と増大しているものの、国立の高等教育機関の全体的な公財政支援の比率は次第に低下傾向にあり、2001年には82%の水準になっている (10年前の1993年は92%)。

また、2005年度からは、以下の新しい経常費財源措置方式が導入された。これは、所定の公式により財源措置総額を各高等教育機関に客観的に配分するフォーミュラ方式であり、先の分類に従えば、基本的に活動に必要な経費を基準にした業績要素を勘案した投入志向の予算主導方式といえる。近年ポルトガルの高等教育においても Amaral et al. (2003) が指摘するような経営主義の影響が見られる例であろう。具体的には各機関に配分される標準額 (OR) は、学部教育の標準予算と大学院教育の標準予算に質的要素分を加えたものであるが、式 (1) から理解できるように、標準予算に0.8が乗じてあり、全額が保障される構造になっていない。つまり、標準額で2割がカットされており、それを回復するのが授業料水準等の自己収入と質的要素の第3項となっている。

$$OR = [0.8OP_{FI} + 0.8OP_{FA} + 0.1OPPA_{FIFA}(I_1 + I_2)] f_c \quad (1)$$

OP_{FI} : 学部教育の標準予算

OP_{FA} : 大学院教育の標準予算

$OPPA_{FIFA}$: 教員人件費の標準予算

I_1 : 教員スタッフの取得学位に応じた係数 = $(1.02D + 1.00M) / \text{正規教員換算数}$

修士号取得者が基準 (1.00) で博士号取得者は2%の割り増しがなされ、学士号以下の者はカウントされない。

I_2 : 研究の質に関する係数 (%)

f_c : 激変緩和係数 (前年度比+1.2%から-4.0%に抑える)

ここで OP_{Fi} は、学部教育の標準人件費総額 OPP （定期昇給分の2%を勘案）に通勤手当などの付加的給付（ OPP の2%）と人件費以外の経常経費（ OPP の15/85と仮定）を考慮して算定される。

$$OP_{Fi} = (1.02 + 15/85) OPP \quad (2)$$

したがって、

$$OPP = \sum [(1.02CD + SR) Rdi + (1.02CND + SR) (RDi \cdot RNDi + RAC)] Alini \quad (3)$$

ここで

CD : 正規教員の平均給与

CND : 正規職員の平均給与

SR : 食費補助

RDi : 分野 i の学生教員比（教員/学生）、表 6 参照.

$RNDi$: 分野 i の職員教員比（職員/教員）、表 6 参照.

RAC : 正規の本部職員/学生、表 7 参照.

$Alini$: 分野 i の学部学生数

表 6 標準教員及び職員数

分野	教員/学生 (RD)	職員/教員 (RND)	参考 (大学設置基準*)
医 学	1/6	0.85	1/2.77
音 楽	1/5	0.45	1/40
獣 医 学	1/9	0.85	1/21.4
理工学・薬学	1/11	0.75	1/28.5
農学・林学・水産学	1/11	0.85	1/28.5
建 築	1/12	0.5	1/28.5
芸 術	1/12	0.6	1/40
教 育 学	1/12	0.45	1/60
情報科学	1/14	0.65	1/28.5
数 学	1/15	0.45	1/28.5
経済・経営・財務	1/17	0.45	1/57.1
その他の社会科学	1/20	0.35	1/57.1
法律・政治学	1/25	0.35	1/57.1
理学—教育	1/11.3	0.75	1/60
現代文学—教育	1/15.3	0.45	1/60
数学—教育	1/14	0.45	1/60
社会科学—教育	1/17.3	0.35	1/60
大学院（理工学・薬学・農学）	1/8	0.75	—
大学院（医学）	1/5	0.75	—
大学院（その他）	1/13	0.45	—

* : 大学設置基準は最大収容定員に対する専任教員数で算定した。

表7 本部（管理部門）の職員数

学生登録数の範囲	学生登録数	職員数
1 ～ 1,500人	A	15
1,501 ～ 14,000	B	$D = 15 + (B-1500) / 140$
14,001 ～	C	$E = D + (C-14000) / 180$
	$N = A+B+C$	$NT = 15+D+E$

表8 大学職員の給与水準（単位：ユーロ）

大 学 名	1994年度	2003年度	2003/1994
U.LISBON	9,470	15,907	1.68
U.PORTO	8,876	16,361	1.84
U.COIMBRA	8,751	16,713	1.91
UNL	8,486	16,127	1.90
U.AVEIRO-UN	8,373	15,434	1.84
U.AVEIRO-POL	8,373	15,434	1.84
UTL	8,252	16,127	1.95
U.EVORA	8,092	13,832	1.71
UBI	7,844	13,620	1.73
ISCTE	7,813	15,275	1.95
U.MINHO	7,725	15,338	1.98
UTAD	7,123	12,725	1.78
U.ALG UNIV	6,873	14,331	2.08
U.ALG POL	6,873	14,331	2.08
U.AZORES	—	16,352	—
U.MADEIRA	—	16,268	—
平 均	8,502	15,586	1.83

一方、大学院教育の標準予算 OP_{FA} は教員人件費のみが考慮され、他の経常経費は勘案されない。これは、大学院生に対して高い授業料を課すことができるからとされる。

$$\text{つまり、} OP_{FA} = \sum [(1.02CD + SR) RD_i] Alfai \quad (4)$$

ここで、 $Alfai$ は分野 i の大学院生数である。

$$\text{また、} OPPA_{FIFA} = \sum [(1.02CD + SR) RD_i] Alini + \sum [(1.02CD + SR) RD_j] Alfaj \quad (5)$$

これらの式から理解できるように、学生数の多寡により基本的に財源措置額が決定されるため、学生確保が重要な課題になっている。とりわけ、わが国と異なり国立機関が高等教育需要の約3/4を

表 9 授業料水準 (2003/2004年度 単位: ユーロ)

大学名（学部名）	授 業 料	
U.AZORES	600	
U.ALG.	600	
U.AVEIRO	640. 5	
UBI	700	
U.COIMBRA	463. 58	
U.EVORA	660	
U.LISBON		
	芸術	750
	理工学	852
	法律学	852
	薬学	852
	人文科学	463. 58
	医学	852
	歯学	852
	心理・教育学	600
U.MADEIRA	670	
U.MINHO	600	
U.N.L.		
	理工学	852
	医学	680
	人文科学	463. 58
	法律学	852
	経済学	852
U.PORTO	600	
U.T.L.	852	
UTAD	700	
ISCTE	852	

吸収する構造になっているため、学生のニーズによって各国立大学の実際の入学者数は大きく変動する。学生数が変動するということは、政府からの資金も増減することになり、経費の主要部分を占める教員人件費に充当できる財源も不安定になることを意味する。このため、予算変動に対応するため、多くの大学で教員の約1/3を任期付雇用契約（名称は招聘教授）で雇用して、緩衝装置としている。

また、政府から財源措置される予算と財源措置公式で算定される額は一致せず、最近の財政悪化を受けてその差は拡大傾向にあるという。なお、本部経費については表7に示すように固定費的要素と規模の経済性の双方を勘案した公式になっている。

2.3 教職員給与と授業料

高等教育の量的拡大に対応して教職員の給与水準も向上しており、教員の平均給与は名目で1994年の20,153（ユーロ/年）から2003年の38,804（ユーロ/年）に上昇している。同様に職員給与についても、表8に示すように教員給与の伸び率とほぼ同じ水準で増加している。もっとも、わが国と異なり職員給与は教員給与の1/2以下であり、かなりの差となっている。同様に職員の給与水準が大学間で3割程度異なり、国家公務員の身分を有していながら同一職種間で違う状況になっている。

一方、授業料水準は政府からの財源措置の比率の低下に伴い、前述したように増加傾向にあり、1993年度の399（ユーロ/年）から2004年度には880（ユーロ/年）と約2.2倍に達している。また、各高等教育機関は2003年法律第37号により授業料を475.28から880.12ユーロの範囲内で自由に設定できるようになり、表9に示すように、大学間及び同一大学内の学部間で差が設けられるようになった。その結果、授業料はほぼ幅の最小値から最大値に相当する463.58から852までにわたり、1.8倍強の開きになっている。

3. 個別高等教育機関の財政——リスボン大学の例²⁾

3.1 財政の概要

以上の政府の財源措置政策の変更が個別機関にどのような影響を与えているかをポルトガル最大のリスボン大学について見てみよう。リスボン大学は1911年創設で8学部、4付属施設を有する総合大学である。大学の収入としては、経常費財源予算と自己収入予算及び投資（施設費）予算の合計となるが、このうち政府からの2005年度経常費財源予算の内訳は表10に示すようになっている。

これから理解できるように、2005年度から導入された質的要素は学部及び大学院の標準予算を低下させたものの低減効果を上回る増加となり、全体では2004年度に比して5%強の増額になっている。

一方、学内の配分に際しては、基本的には、財源措置の算定額を基本とするが、本部経費についてはフォーミュラで算定される額（表7参照）では不足するため、トップスライス方式で確保している。具体的な2005年度の部局配分は表11の通りであり、学生数及び授業料水準の違いから部局毎の収入の授業料依存度は本部を除くと歯学部11.6%から法学部30.0%に及ぶ。

また、入学者数は政府の財源措置額の算定基礎になるため、学内の資源配分に際しても重要な要素となる。表12に示すように理工学部と人文学部はこの10年間で需要が停滞・減少しており、2005年度は大学全体として政府からの財源措置額が増加したにもかかわらず、両学部への配分予算は減少した。

一方、研究の質のうち業績面については研究業績のランク及び教員ユニット規模に対応する係数（最大2.00）と教員ユニット数を乗じたものの合計として I_2 が規定されるため、多くの研究ユニットを抱えていてかつ教員業績水準が高い部局・大学が有利といえる。リスボン大学では理工学部、医学及び人文学部が該当する（表13）。

表10 経常費財源措置の内訳

年 度	0.8OP _{FI}	0.8OP _{FA}	0.1OPPA _{FIFA} I ₁	0.1OPPA _{FIFA} I ₂	計
2004年度	72,768,088	8,187,129	3,804,165	－	84,855,284
比率 (%)	85.85	9.66	4.49	－	100.0
2005年度	72,568,243	5,407,554	5,589,391	5,939,553	89,504,743
比率 (%)	81.08	6.04	6.24	6.64	100.0
差 異	-199,844	-2,779,574	1,785,225	5,939,553	4,745,360

表11 リスボン大学2005年度予算

単位：ユーロ

部 局	学生数	経常費予算	自己収入	施設費	計	内授業料収入
本 部	－	8,146,925	2,606,311	3,090,000	13,843,236	600
人文学部	4315	17,606,885	3,803,186		21,410,071	2,688,186
法学部	3447	5,319,808	2,675,563		7,995,371	2,400,000
医学部	1431	10,526,498	2,665,400		13,191,898	1,900,000
理工学部	4248	28,400,643	4,601,420	359,399	33,361,462	4,109,920
薬学部	1313	6,780,810	2,078,330		8,859,140	1,351,000
社会科学	964	5,148,917	1,562,950		6,711,867	1,269,650
芸術学部	1212	4,270,585	1,315,200		5,585,785	1,100,000
歯学部	542	2,895,776	1,793,576		4,689,352	543,576
小 計	17,472	89,096,847	23,101,936	3,449,399	115,648,182	15,362,932
社会科学研究所	－	2,655,656	2,213,441		4,869,097	35,000
微生物研究所	－	733,658	70,000		803,658	
専門教育研究所	－	213,355	71,421		284,776	
天文台	－	249,399			249,399	
小 計	－	3,852,068	2,354,862	－	6,206,930	35,000
大学計	17,472	92,948,068	25,456,798	3,449,399	121,855,112	15,397,932

表12 入学者の推移

学 部	1999/2000	2000/01	2001/02	2002/03	2003/04	2004/05	1999/2004 (%)
理工学部	986	1,092	963	807	701	679	-31.1
法学部	630	659	604	639	627	606	-3.8
薬学部	196	224	250	257	252	267	36.2
医学部	159	184	223	241	247	334	110.1
歯学部	50	72	129	149	154	138	176.0
社会科学	182	244	207	181	219	214	17.6
芸術学部	214	212	212	206	216	200	-6.5
人文学部	1,193	1,114	997	1,053	1,020	932	-21.9
計	3,610	3,801	3,585	3,533	3,436	3,370	-6.6

表13 研究の質 (I₂) に関する係数

学 部	卓 越			優 秀			秀			普 通		計
教員数 係数 (%)	n>100 2	50<n<100 1.95	n<50 1.9	n>100 1.8	50<n<100 1.75	n<50 1.7	n>100 1.25	50<n<100 1.2	n<50 1.15	n>50 1	n<50 0.5	
理工学部			9			12			5		2	28
法 律												0
薬 学			1			1			2			4
医 学		1	3			5			1		2	12
歯 学												0
心理・教育学			1			2						3
芸術学部											0	
人文学部			5			3			5		1	14
計		1	19			23			13		5	61
点数		1.95	36.1			39.1			14.95		2.50	94.6*

注：調整され、財源措置では最終的には89.9%とされている。

3.2 財政の分析

ポルトガルの財源措置公式（フォーミュラ）の変更はリスボン大学に対しては、2005年度をみる限りにおいては政府からの財源措置を増額させている。これは、前述したようにリスボン大学では約6割強が博士号取得者で約2割が修士号取得者という教員スタッフの質が優れていること及び研究業績が高いことが寄与している。

しかしながら、中長期的な影響を Jongbloed のモデルに対応づけて考察すると（図1参照）、ポルトガルのフォーミュラ方式は学生数を基準にして標準経費を算定する方式に教員の質と研究業績を加味したものであり、投入志向の①型の修正とみなせる。同時に授業料政策については一定の幅の範囲であるが大学間及び学部間で差を認めており、需要者をめぐる競争が導入されているといえる。とりわけ、高等教育への進学者が飽和状態にあること、少子化現象が深刻化する恐れがあること、及び一部の学部について減少傾向にあるため、政府からの財源措置額の低下とそれに伴う教職員の雇用環境の悪化を引き起こす可能性がある。直接研究ユニットに資金が交付されるプロジェクト研究もあるが、基本的に正規の教職員の人件費はフォーミュラによる財源措置で賄われる構造になっているため、こうした不安定化を避けるにはフォーミュラ自体の修正を図る必要があろう。財源を投入志向でなく成果志向に変更し、英国のように教育部分は公正に、研究部分は成果に応じて配分するなどの方式が考えられるが、全体の高等教育予算が需要に見合うよう措置されない限りはゼロサムゲームとなるから、競争に勝つ大学と負ける大学という2局化現象を招く恐れもある。

4. 教訓と示唆

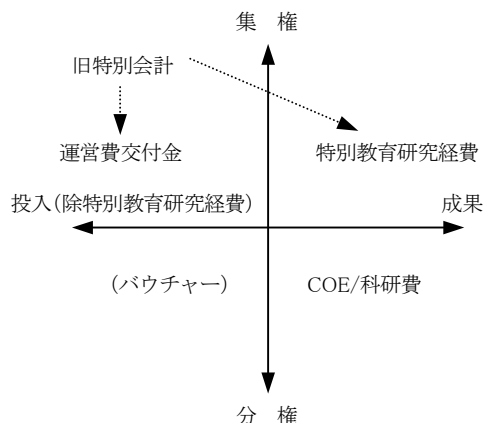
ポルトガルの高等教育の財源措置と個別大学レベルの財政について検討してきたが、わが国の国立大学法人制度における改革に参考になる点を最後に触れておこう。両国とも集権的な科目主義による統制から大括りの経常費補助と施設費補助及び一定の自由度がある授業料設定への移行を図っている点では共通している。しかし、国立大学の法人化は中期目標終了時に次の期間にかかる運営費交付金の配分に業績評価の結果を反映するとしているが、ポルトガルでは毎年度の財源措置に教員の質に加え研究業績の要素を直接勘案している。その意味でポルトガルは業績主義が先行して適用されているが、フォーミュラが比較的簡素化されているため大学間の比較可能性や透明性はわが国より高いといえる。もっとも、ポルトガルでは財政悪化により政府の実際の財源措置は算定される標準予算を下回り、その額を事前に予測することは困難であり、わが国の効率化係数や標準授業料が不確定であるのと同様の財政不安定要因になっている。

しかし、わが国の高等教育改革の成否は図2に示すような財政と業績・組織管理のアンバランス及び3つのシステムの混在状態をどのように調和化できるかに依存すると思われる。つまり、国立大学の法人化は従前の国立学校特別会計における国の施設等機関として位置づけられ、学問の自由は保証されていたものの行政上は国の直接監督下にあった。それが、法人化により国から独立した法人格を有し各国立大学法人が原案を策定し文部科学大臣が定めた中期目標にしたがった中期計画の下、経営の自主性・自律性が保証されることになった。その意味で国と国立大学とは組織管理上は一種の業績契約の関係におかれることになった（図2-2参照）。しかし、財源措置については法人化前の歳出額から標準授業料や病院収入などを控除した額を基準に一定の効率化係数や経営改善係数を乗じて運営費交付金が算定され、交付されている。その意味では、特別会計時代と同じく集権的で投入志向の財源措置が継続されているといえる。違いは全国立大学を対象にした特別会計から個別の法人別の財源措置に変更されたこと及び特別教育研究経費という政府が設定した課題に対する財源が運営交付金の一部に設けられたことである。ただし、この額は運営費交付金総額の一部（平成17年度予算では運営費交付金1兆2399億円のうち786億円）にすぎず、財源措置の基準となっているのは資源投入（なかでも教育研究経費に含まれる人件費）であり、業績管理が教育・研究・管理活動の成果に対してなされるのに対応していない。

一方、基盤的な運営費交付金に加え、国立大学法人には競争的な資金が科学研究費補助金や21世紀COEなどの形で交付されており、この財源措置（図2-1の右下部分）が中期目標・計画に記載されるという構造になっている。基盤的活動を保証する運営費交付金を財源とする教育研究活動のほかそれ以外の競争的資金を使用した活動も含めて評価され、次の中期目標期間の運営費交付金算定に反映される。しかし、競争的経費はプロジェクト単位であるから国立大学法人の全体的業績とは無関係に決定される性格である。このねじれ現象がどの程度財政に影響を与えるかは不明であるが、基盤的活動にかかる財源措置に際しては懲罰的な減額というより業績が高い法人に増額するというプラスの誘因構造を持つようにすることが重要と思われる。このように国と国立大学法人の関係システムのうち業績管理では集権かつ成果の次元に移行したものの、財源措置では集権かつ投入

図2 わが国での改革政策（政府と国立大学との関係）

2-1 財源措置



2-2 業績管理

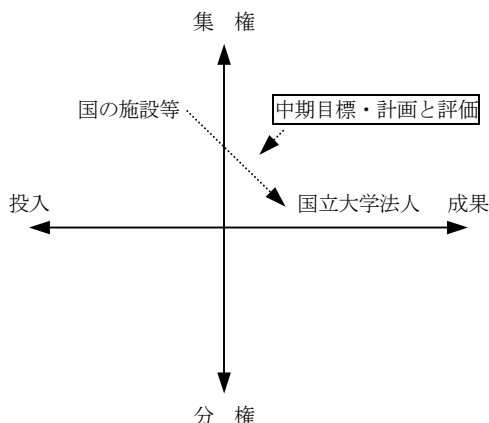


図3 財源の安定性

		資 金	
		資 格 的 (保 障 的)	競 争 的
組 織	国 立 大 学 法 人 全 体	○ (△)	○ (△)
	個 別 国 立 大 学 法 人	○ (△)	× (×)

注：○は安定的、△はやや不安定、×は不安定を示す。また、括弧は財政状況が悪化した場合である。

の次元（運営費交付金）と集権かつ成果の次元（特別教育研究経費）及び分権かつ成果の次元（競争的資金）に三分割されている。

また、大学の財政安定化は中長期的な教育研究活動を実施する上で不可欠であり、基盤的な経費については資格的に保障される財源措置が望ましく、競争的資金は不安定性を有することに留意しなければならない（図3参照）。政府の競争的経費総額が安定していることと個別機関の財源が安定していることは全く別であるからである³⁾。もっとも、このことは無条件に基盤的経費を保障することではなく定期的な質的保証システムが整備されていることを前提としており、保証水準を満たした機関に対する基盤的の財源配分には成果を連動させたり、競争的な要素を抑制することを意味する。同時に、自衛策として複数の部局を有する大学においては、部局間で資金を融通して財源の不安定化をヘッジする制度や単科大学においても委任経理金等の留保資金を一時借り入れたり基金を造成する等の措置を検討することが有用であろう。しかし、ポルトガルにおいてもみられたように諸外国の事例をみると、基盤的経費については業績見合いの財源措置部分の比率は限界的⁴⁾であり、何よりも競争的政策による財源措置と基盤的活動に対する財源措置の定義づけを明確にし、大学の活性化のためにいかなる財源の組み合わせが適切かを検討することが大学の健全な発展のため必要と考える。

なお、効率化は公財政支援を受ける性格から避けられない要素であるが、一律の効率化係数を用いることは国立大学法人の規模や部局構成などを無視したことになる。わが国の実証研究（山本、2003）でも本部等経費について規模と範囲の経済性が認められること及びポルトガルのフォーミュラでも規模の要素が考慮されていることから、大学特性に応じた措置が講じられることを期待したい。そして、国立大学側においても自主的に大学間連携や必要な場合には統合も視野にいて質と効率両面からの改善に努めることが必要である。

注

- 1 本稿で使用する資料は、リスボン大学を訪問した時に入手したものに基いている。便宜を図っていただいたポルト大学の Amaral 教授、時間をとって対応いただいたリスボン大学学長の Jose Barata-Moura 教授、事務局長の Maria Luisa Machado Cerdeira 博士に感謝したい。もちろん、頂いた資料がポルトガル語であるため筆者の理解が間違っている可能性はあるが、すべてこれは筆者の責任である。
- 2 同上
- 3 大規模総合大学Aを例にすると、平成13年度から16年度に科学研究費補助金は大学全体で4824、5127、5307、5673（百万円）と単調増加しているが、A大学B部局ではそれぞれ452、381、350、369と増減している。
- 4 英国ではブロックグラントについて教育部分と研究部分に区分され、研究部分については大学間格差が大きいのではないかという反論があるかもしれない。しかし、研究部分が教育部分に比して無視できる程度に少ない大学は、旧ポリテクなどから大学に昇格した大学であり、わが国の国立大学の大半が中期目標で掲げているように研究志向であるのと異なる背景を理解することが必要である。たとえば、オックスフォード大とオックスフォード・ブロックス大、マンチェスター大とマンチェスター・メトロポリタン大、シェフィールド大とシェフィールド・ハーラム大はそれぞれ隣接する旧大学と新大学である。これら大学間で教育対研究交付金を示すとそれぞれ、59対90と31対2、86対69と75対3、58対40と59対3となっている（*Times Higher*, 2005）。

参考文献

- Amaral, A., A. Magalhaes and R. Santiago, 2003, “The Rise of Academic Managerialism in Portugal” in Amaral, A., V. L.Meek and I. Larsen (eds.), *The Higher Education Managerial Revolution?* Kluwer Academic Publishers.
- European Commission, 2004, *The Financing of Higher Education in Europe*.
- Jongbloed, B., 2004, “Funding Higher Education: Options, Trade-Offs and Dilemmas,” Paper for Fulbright Brainstorms 2004.
- Luisa, M., 2004, “The Finance of Portuguese Higher Education—The Recent Experience,” paper for Humane Seminar Las Palmas, 19–20 November 2004.
- Times Higher*, 2005, “UCL tops big 5 with £93m,” March 11.
- Universidade de Lisboa, 2005, “The Recent Evolution of Higher Education in Portugal: The Financing of Higher Education,” presentation for our visit.
- 山本清 2003, 「国立大学の本部等経費における共通間接費の分析」『国立大学の財政・財務に関する総合的研究』国立学校財務センター研究報告第8号。
- 2004, 「NPMと教育政策——その可能性と課題」第56回日本教育社会学会報告要旨。